

## 報告事項No. 3 資料

### 川崎市地域文化財顕彰制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの並びに考古資料及び歴史資料として重要なもの

#### (2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

#### (3) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

#### (4) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物（遺跡関係）

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

(6) 記念物（名勝地関係）

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(7) 記念物（動植物及び地質鉱物等関係）

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

(8) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(9) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(10) 文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能  
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、次のいずれかから推薦されたものとする。

(1) 市民団体等

(2) 市内各区役所

(3) 川崎市文化財審議会委員

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第4条 地域文化財の決定は、教育長が行う。

2 教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聴くこととする。

（証書の交付）

第5条 前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第3号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

3 教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとする

るときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、教育長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者・管理者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

（地域文化財の決定の取消）

第13条 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の決定を取り消すものとする。

（1）滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。

（2）地域文化財が市内に所在しなくなったとき。

（3）文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 教育長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、川崎市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（事務の所管）

第14条 顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が所管する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日教育長決裁 30川教文第680号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 第6回

# 川崎市地域文化財 ガイドブック

令和6(2024)年3月



川崎市文化財保護推進キャラクター シッシー君

地域文化財顕彰制度は、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指しています。

編集 川崎市教育委員会事務局文化財課  
住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1  
電話 044-200-3305  
FAX 044-200-3756  
メール 88bunka@city.kawasaki.jp  
地域文化財顕彰制度ウェブページ ▶▶▶▶▶



# 令和5年度に決定した第6回地域文化財を紹介します！

## 地域文化財の種別と内容

種別	内容
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料 ※川崎市の歴史と関係のない美術品などは、原則として対象になりません。
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術
有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋などの物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などで市民生活の推移の理解に役立つもの
記念物	①遺跡関係……古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ②名勝地関係…庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地 ③動植物及び地質、鉱物など
文化的景観	地域における人々の生活または生業、地域の風土により形成された景観地で、地域の生活または生業の理解に役立つもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
文化財保存技術	市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能

### ■公開情報の見かた

- A 屋外にあり、常時見学可能です。
- B 博物館施設等に所在し、施設開館時に見学が可能です。
- C 見学を希望する場合は、文化財課にお問い合わせください（公開時期や公開できる範囲などが限定されています）。
- D 見学不可（学術研究等のため見学を希望する場合は、文化財課にお問い合わせください）。

※個人の敷地内にあるもの、「C」「D」の地域文化財の「所在地／主な活動場所」は番地の記載を省略しています（公共施設以外）。

第6回決定分

1



ねのじんしゃしゃでん  
子神社社殿

江戸時代、東海道川崎宿に祀られ、明治3（1870）年に地域の人々によって再建された。向拝中備には、大黒天を除く六福神、木鼻には俵に乗るネズミの彫刻が施されている。

住 川崎区宮本町7-7 稲毛神社内  
公開情報 C 種別 有形文化財（建造物）

2



せんでん にくんこうとくひ  
泉田二君功德碑

二ヶ領用水を開削した小泉次大夫と、老朽化した二ヶ領用水等の改修、川崎宿の再興に尽力した田中休庵を顕彰する功德碑。碑文は信夫惣軒（梁）、篆額は2代内閣総理大臣の黒田清隆、金子之恭の書が刻まれている。

住 川崎区宮前町6-5 妙遠寺  
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

3



ごしんすいふきあ いどいしわく  
御神水吹上げ井戸石枠

稲毛神社境内にある井戸の石枠で、川崎宿の旅籠屋中が寄進したもの。寄進者の名と文化8（1811）年と文政12（1829）年の年号、「御神水」が刻まれている。

住 川崎区宮本町7-7 稲毛神社  
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

4



### 道普請寄進碑

川崎宿から川崎大師門前までの道普請を天保10（1839）年に寄進したことを記念する石碑。もとは川崎宿の「万年屋」前に建っていたもので、大正14（1925）年国道の敷設工事のため、平間寺境内に移設された。

住 川崎区大師町4-48 川崎大師平間寺  
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

5



### 川崎市初代市長石井泰助大人頌徳碑

大正13（1924）年に初代川崎市長に就任した石井泰助の頌徳碑。もとは菩提寺の徳泉寺に建っていた碑を市制40周年に合わせて稲毛公園へ移設したもの。

住 川崎区宮本町7 稲毛公園  
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

6



### 川崎大師平間寺の宝篋印塔及び納入品

宝暦6（1756）年に徳川御三卿の一、田安家の当主が厄除け祈願のために寄進したものの、『東海道名所図会』『江戸名所図絵』等にも描かれた。内部には書写経や檜の剣札が納められていた（現在は別置保存）。

住 川崎区大師町4-48 川崎大師平間寺  
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

7



### 川崎大師平間寺の弘法大師一千御忌供養塔

弘法大師一千年遠忌を記念して、川崎大師への信仰の厚い江戸の米山松寿が中心となり奉納したもので、実際には遠忌に13年先駆けて建立された。

住 川崎区大師町4-48 川崎大師平間寺  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

8



### 若宮八幡宮の力石

祭礼の時などに力自慢が持ちあげた石を奉納したり、奉納されている石を持ち上げて力を競ったもの。それぞれの大きさ等は『川崎市石造物調査報告書（資料篇）』（昭和55年、川崎市教育委員会）に採録。

住 川崎区大師駅前2-13-16 若宮八幡宮  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

9



### 大清水権現

加瀬山のかつて湧水があった場所近くに祀られた水神塔。「尾嘴水（おしみず）権現」とも呼ばれる。加瀬山へ登る道は「おしみず坂」と呼ばれ、テンブン加工を生業とした家が祀っていたと伝えられている。

住 幸区北加瀬1-38-6-2  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

10



### 加瀬台古墳群第3号墳

円墳と推測され、複室構造で胸張の横穴式石室をもっている。盗掘により、副葬品の内容は分かっていない。横穴式石室の形状から、7世紀前半の築造と推定される。※石室内には入れません。

住 幸区南加瀬  
公開情報 A 種別 記念物（遺跡関係）

11



### 新城小学校の伝・八百八橋の橋板

明・安永年間（1764-1781）に野村文左衛門が私財を投じて架けた多くの石橋のうち、中原街道の改修工事の際に見つかったと伝えられるもの。地域住民から新城小学校に寄贈された。

住 中原区下新城1-15-1 新城小学校  
公開情報 C 種別 有形文化財（建造物）

12



### 曲持連中の道具

新城郷土芸能能囃子曲持保存会に伝わる曲持の道具。一部には「昭和二十五年一月新調」と記されており、保存会結成以前から曲持連中が使用していたものであることがわかる。

住 中原区新城中町  
公開情報 D 種別 有形民俗文化財

13



### 菅町会の火の見及び半鐘

昭和58（1983）年の管会館の建て替え後、会館近くにあった昭和33（1958）年建設の鉄骨製の火の見の一部を、会館屋上に移設したもの。サイレンと半鐘が設置されている。

住 多摩区菅2-2-25  
公開情報 D 種別 有形文化財（建造物）

14



### 鯢山先生之碑

江戸時代後期、登戸の光明院で寺子屋を開き、医師の傍ら手習・漢学の師匠として慕われた阿部益齋（号は鯢山）の頌徳碑、筆子塚。

住 多摩区登戸1253 光明院  
公開情報 A 種別 有形文化財（歴史資料）

15



### 妙楽寺の石造十王像

江戸時代後期以降の作と考えられ、十王のほか、奪衣婆（だつえぼ）、浄玻璃鏡（じょうはりのかがみ）、鬼卒（きそつ）、俱生神（くしょうじん）なども揃う。境内の十王堂内に安置されている。

住 多摩区長尾3-9-3 妙楽寺  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

16



おし沼切通し多摩ローム層模式露頭剥ぎ取り標本

多摩区東生田3丁目東生田バス停付近にかつて存在した「オシ沼切通しの露頭」の地質剥ぎ取り標本。この露頭は多摩ロームおよびオシ沼砂礫層の模式地とされ、関東ローム層・テフラ（火山噴出物）研究の重要地点となった。

住 多摩区枳形 7-1-2 青少年科学館  
公開情報 D 種別 記念物（地質・鉱物関係）

17



大師穴

7世紀代の横穴墓をベースとして、後世に手が加えられているもので、『江戸名所図会』に「大師岩室」として紹介されている。

住 多摩区長尾 3-9-3 妙楽寺内  
公開情報 D 種別 記念物（遺跡関係）

18



岡上神社拝殿及び覆殿

岡上神社は岡上村内の5社を明治42（1909）年に合祀してできた。覆殿は、嘉永元（1848）年に建築されたもと剣神社本殿の覆殿を移築。拝殿は合祀時に建てられたが関東大震災で被災し、昭和3（1928）年に再建。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 A 種別 有形文化財（建造物）

19



岡上神社本殿の彫刻

本殿三方の壁（銅破目）には、鷲、波、松の浮彫の彫刻があり、2か所の脇障子には鶴が彫刻されている。彫刻の制作年代は不明だが、明治42（1909）年の合祀以前の社の彫刻が転用されたと考えられる。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 D 種別 有形文化財（彫刻）

20



旧剣神社の石造不動明王坐像

岡上村氏子中が弘化4（1847）年に剣神社に奉納した坐像。明治42（1909）年の合祀により岡上神社に遷された。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 D 種別 有形文化財（彫刻）

21



岡上神社の棟札

嘉永元（1848）年の剣神社再建、嘉永5（1852）年の宝殿稲荷社建設、明治42（1909）年の岡上神社合祀など幕末から明治期に至る神社の棟札がまとめて保管されている。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 D 種別 有形文化財（歴史資料）

22



岡上神社覆殿内の水盤

嘉永2（1849）年に長谷川辰五良が奉納した水盤で、水盤部を人物が背負う形式。人物が単独で水盤を背負う形式は珍しく、造形も優れている。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 D 種別 有形文化財（工芸）

23



岡上神社覆殿内の狛犬

嘉永3（1850）年に宮野太右衛門、鳥海定右衛門が奉納した狛犬。もとは、奉納者である宮野氏やその一族が祀っていた剣神社の狛犬と推定され、5社合祀に際して本殿覆殿内に安置されたとみられる。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 D 種別 有形民俗文化財

24



岡上神社の手水鉢

岡上神社参道脇に安置されている手水鉢で、正面に龍の彫刻、左側面に「嘉永三年十二月吉祥日」、右側面に願主の刻銘がある。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

25



岡上神社の水天宮碑・金精大明神碑

岡上山東光院の27世秀音が勧請・建立した石碑。水天宮碑は嘉永3（1850）年に建立、金精大明神の碑は嘉永4（1851）年に足利鐮阿寺から勧請したことが碑面から読み取れる。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

26



岡上神社の庚申塔

角柱型の青面金剛文字塔で、安政2（1855）年の銘文がある。市域では青面金剛像を刻む庚申塔は多いが、「青面金剛」と刻む文字塔は珍しい。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

27



岡上神社の堅牢地神塔

角柱型の文字塔で正面に堅牢地神と刻まれている。岡上の各地区では、かつて地神講が盛んにおこなわれていたことがうかがえる。

住 麻生区岡上809 岡上神社  
公開情報 A 種別 有形民俗文化財

# 川崎市地域文化財一覧

(第1回63件、第2回68件、第3回28件、第4回31件、第5回23件、第6回27件 計240件)

区	件名	回	区	件名	回	区	件名	回	区	件名	回
川崎区	大師稻荷神社本殿及び拝殿	5	中原区	大戸神社板碑断片	2	高津区	杉山神社伊勢太々講紀念奉納碑	3	多摩区	登戸古民謡	1
	若宮八幡宮境内の石橋	5		石碑「平和の礎」	1		杉山神社伊勢太々奉奏記念碑	3		五反田節	1
	子神社社殿	6		陸軍軍用地境界標	1		千年神社石坂供養碑	3		宿河原囃子	1
	絹本着色釈迦三尊十六善神像	1		大戸神社石造11社合祀記念碑	2		橋樹神社の狛犬	4		登戸台和地区の歳の神	2
	ゐのくち式ポンプ	1		海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊境界標	2		新作八幡宮の幟	5		長尾神社射的祭(マトー)	4
	芭蕉「麦の穂を」の句碑	2		本村稻荷神社祠	4		末長杉山神社の狛犬	5		蚕影山祠堂関係資料	1
	大島八幡神社新田開発の碑	5		ひとみ座乙女文楽	1		新作八幡宮の祭祀記録	5		中野島稻荷神社手水鉢	1
	大島八幡神社温故知新の碑	5		下小田中菊花会	1		旧平瀬川の流路跡と中原堰の遺構	2		中野島稻荷神社扁額(明和9年銘)	1
	吉澤寅之助筆伝桃命名由来の扇面	5		中丸子神明大神のおびしゃ	1		海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊地下壕	2		中野島稻荷神社扁額(安政5年銘)	1
	川崎大師平間寺海苔養殖紀功之碑	5		大戸神社祭囃子	1		溝口神社長寿けやき	2		中野島稻荷神社厨子	2
	川崎大師平間寺九橋の碑	5		宮内祭囃子	1		お化け灯籠	1		中野島稻荷神社木造白狐像	2
	川崎大師平間寺種梨遺功碑	5		神地祭囃子	1		芭蕉「春の夜は」の句碑	2		堰稲荷神社扁額	3
	泉田二君功德碑	6		大戸神社狛犬	1		影向寺影向石碑	4		覆戸の庚申塔	3
	御神水吹上げ井戸石枠	6		大戸神社宮殿入木造僧形立像	2		木造女神坐像	5		長尾神社の手水鉢	4
	道普請寄進碑	6		大戸神社石造八臂弁財天像塔	2		木造如来坐像	5		登戸光明院の六字名号塔群	4
	川崎市初代市長石井泰助大人頌徳碑	6		大戸神社庚申塔	2		有馬大正踊り八木節	1		妙楽寺の石造十王像	6
	川崎大師平間寺の宝篋印塔及び納入品	6		大戸神社石造堅牢地神像塔	2		土橋万作踊り	1		旧陸軍登戸研究所の遺構群	1
	若宮八幡宮神楽	1		大戸神社石造八臂馬頭観音像塔	2		白幡八幡大神平囃子	1		五反田川の鮎穴群	2
	川中島囃子	1		大戸神社扁額	2		「神功皇后と武内宿禰」の家型大絵馬	1		オン沼切通し多摩ローム層模式露頭剥ぎ取り標本	6
	中島八幡神社囃子	1		大戸神社石造天満宮塔	2		等覚院手洗鉢	1		大師穴	6
	大師古民謡	1		柳原の地藏尊像群	3		影向寺手水石	2		金神神社木造大黒天像	2
	若宮八幡宮囃子	1		下小田中の齋の神の碑	4		影向寺力石	2		岡上神社本殿の彫刻	6
	川崎稲毛神社山王囃子	1		新城安養寺の力石	5		王禅寺道の道標(庚申塔)	4		旧剣神社の石造不動明王坐像	6
	川崎古式消防	1		曲持連中の道具	6		王禅寺道の馬頭観音(道標)	4		志村家文書	1
	藤崎の石造願掛地藏尊像	2		橋樹神社社殿	1		馬絹平台の庚申塔	5		宮野家文書	2
大島八幡神社の狛犬	5	新作八幡宮石柱	1	影向寺乳イチョウ	3	梶家文書	2				
塩釜神社の狛犬	5	氷川神社祠	2	堰稲荷神社社殿	1	鳥海家文書	2				
水神社の石造道祖神	5	溝口神社水屋(手水舎)	2	中野島稻荷神社祠(文化6年銘)	1	捨馬禁止の高札	2				
田町稻荷神社の手水石	5	溝口神社水神宮	2	中野島稻荷神社祠(嘉永6年銘)	1	徒党禁止の高札	2				
若宮八幡宮の力石	6	神明神社祠	2	中野島稻荷神社幟支柱	1	岡上神社の棟札	6				
川崎大師平間寺の弘法大師一千御忌供養塔	6	新作八幡宮拜殿	2	堰稲荷神社稻荷社祠	2	岡上神社覆殿内の水盤	6				
伝十郎桃	1	千年神社社務所	2	堰稲荷神社神明社祠	2	旧神谷齒科	4				
長十郎梨	2	能満寺本堂	3	堰稲荷神社鳥居	2	岡上神社拜殿及び覆殿	6				
稲毛神社御神木大銀杏	4	下作延神明神社幟支柱	3	中野島稻荷神社社殿	2	上・下地区のどんと焼き	4				
幸区	木造地藏菩薩坐像	1	上田文書	1	長尾神社石祠	3	谷戸地区のどんと焼き	4			
	銅造千手観音坐像懸仏	1	津田山碑	2	旧小泉橋の桁と親柱	3	川井田地区のどんと焼き	4			
	記念碑「樋誌」	2	津田興二氏頌徳碑	2	菅町会の火の見及び半鐘	6	麻生不動院のだるま市	5			
	陸軍第101連隊(通称東部62部隊)関係名簿	2	陸軍軍用地境界標	2	木造蛙彫刻	1	向原の石造弁財天像	1			
	陸軍東部62部隊兵士のハガキ	5	杉山神社追悼碑	2	堰稲荷神社半鐘	2	琴平神社手水舎	2			
	御幸中学校三樹苑記念碑	4	千年神社棟札	2	堰稲荷神社鬼瓦	3	琴平神社本殿狛犬	2			
	戸手中部囃子	1	下作延神明神社大震災記念額	3	中野島稻荷神社御嶽山代参日待連名簿	3	鳥海家大工道具	2			
	秩父順禮供養塔(道標)	1	杉山神社紀元二千六百年記念樹碑	3	菅村絵図	3	香林寺最勝散飯木	2			
	石造本田地藏尊像	2	千年神社征清從軍記念碑	3	算額	1	西光寺の石薬師	4			
	御嶽神社道標	2	杉山神社向拝敷石土留碑	3	堰稲荷神社鑿井記念碑	2	川井田の辻のセエノカミ(賽の神)	4			
	古川神明神社庚申塔	2	橋樹神社日本武の松の歌碑	4	堰稲荷神社架橋記念碑	2	川井田の辻の地藏菩薩	4			
	大清水権現	6	橋樹神社橋比売命神廟の碑	4	中野島稻荷神社棟札	2	川井田の辻の巡拝塔	4			
	塚越古墳	2	千年神社「敬し」の句碑	5	畑権助辞世碑	3	川井田の辻の馬頭観音	4			
	加瀬台古墳群第3号墳	6	諏訪神社祭囃子	1	旧生田出張所明治三十七八年戦役記念碑	3	川井田の畑の巡拝塔	4			
	中原区	大戸神社社殿	1	宇奈根地区の稲荷講	2	旧生田出張所日露戦役陣亡軍人忠魂碑	3	川井田の畑の庚申塔	4		
ピンスケ大戸稻荷社		1	下作囃子連	2	旧生田出張所慰霊碑	3	本村橋の袂の馬頭観音	4			
神地神明神社社殿		1	下作延神明神社手水鉢	1	中野島稻荷神社明治卅七七八年戦役記念碑	3	谷戸の辻の地藏念仏供養塔	4			
伝・八百八橋の橋板		1	末長杉山神社扁額(杉山大明神)	1	中野島稻荷神社二榎樹奉納碑	3	谷戸の辻の庚申塔	4			
神地神明神社鳥居		2	末長杉山神社扁額(神明宮)	1	中野島稻荷神社献魂碑	3	谷戸の辻の光明真言供養塔	4			
泉澤寺鐘楼		2	末長杉山神社手水鉢	1	堰稲荷神社日露戦役記念碑	3	谷戸の辻の巡礼塔	4			
新城小学校の伝・八百八橋の橋板		6	末長杉山神社力石	1	生田緑地D51形蒸気機関車	3	岡上神社覆殿内の狛犬	6			
紙本着色地獄絵図 附 紙本着色九相図		1	氷川神社扁額	2	大典記念修路之碑	4	岡上神社の手水鉢	6			
絹本着色仏涅槃図		1	神明神社幟(奉納五良大権現)	2	長尾神社射的祭儀式記録	4	岡上神社の水天宮碑・金精大明神碑	6			
原家文書		1	神明神社幟(奉獻神明宮)	2	鯢山先生之碑	6	岡上神社の庚申塔	6			
安楽寺文書		2	新作八幡宮手水鉢	2	登戸敬神講	1	岡上神社の堅牢地神塔	6			
内藤家文書		3	千年神社手水鉢	2	菅祝唄	1	千代ヶ丘小学校五色八重咲散椿	5			

有形文化財      無形文化財      無形民俗文化財      有形民俗文化財      記念物

# 川崎市地域文化財顕彰制度とは

文化財は、歴史の中で自然環境や社会、生活を反映してはぐくまれ継承されてきた地域の財産です。文化財の中で特に重要なものは国や県、市が指定・登録等を行い、保護しています。川崎市内では、現在170件の指定・登録等文化財の保存と活用を努めています。

一方で、指定・登録等をされていない文化財の多くは、十分に把握されておらず、知らないうちに失われたり、壊れたりする危機に瀕しています。

川崎市地域文化財顕彰制度は、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指しています。

## ＜川崎市域の文化財＞

法令・条例等で保護

国指定文化財	19件
県指定文化財	27件
市指定文化財	116件
国登録文化財	7件
県選択無形民俗文化財	1件

令和6(2024)年3月1日現在

その他、指定・登録等されていない多くの未指定文化財があります。

## 対象となる文化財

地域文化財の候補となるものは、川崎市域の人と自然、人と人とのかかわりの中で生まれ、衣食住等の人々の生活の移り変わりが分かるものや、川崎市の自然・地形・街道の街並み等、文化財の周辺環境も含まれます。

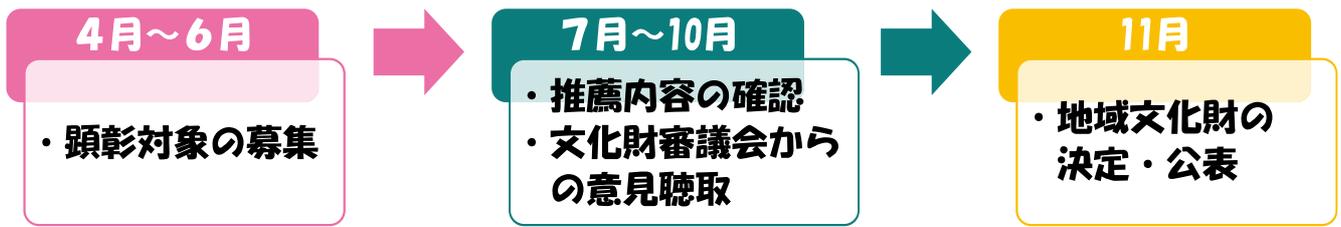
文化財保護法や県・市の文化財保護条例で指定・登録等され、保護の手段が講じられている文化財は除きます。また、対象となる文化財は、概ね50年を経たものとし（記念物や文化的景観以外）。

※川崎市の指定等文化財については、川崎市教育委員会事務局文化財課ウェブサイトなどを御覧ください。

## 地域文化財顕彰制度と文化財保護法・条例に基づく指定等の制度との違い

制度の区分	根拠法令等	指定等の要件・目的	制約等	補助・助成
国指定文化財	文化財保護法	国民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更や修理、輸出の許可を要する。	保存修理や防災への経費補助、買い上げ、税制上の支援
県指定文化財	神奈川県文化財保護条例	県民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。	現状変更、修理等に制限	保存修理や防災への経費補助
市指定文化財	川崎市文化財保護条例	市民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る。		
国登録文化財	文化財保護法	国民にとって保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて緩やかな保護措置を講じる。	外観の変更制限 現状変更等の届出	保存修理のための設計管理へ経済補助、税制上の支援
県選択文化財	神奈川県文化財保護条例	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択し、記録作成、保存、公開する。	保持者の氏名等の変更の届出	公開、記録作成、保存、公開への経費補助
地域文化財	川崎市地域文化財顕彰制度要綱	法・条例による指定等を受けていないものを顕彰・記録することによって活用を図る。	現状変更等の届出 ※行為の制限はありません。	金銭的な支援はありません。

## 地域文化財の決定方法



## 地域文化財として顕彰されると…

- 川崎市ウェブサイトや普及パンフレットなどにより周知を行います。  
※ただし、文化財の公開については、所有者の希望により非公開とすることもあります。
- 管理や現状変更などへの専門家による指導助言を受けることができます。  
※補助金などの金銭的な助成はありませんが、顕彰・周知により地域文化財に光をあてるとともに、調査や記録、所有者・管理者への積極的な助言などにより地域文化財の保護活用を図ります。  
※所在変更や現状変更などに対する制限はありません（届出のみお願いします）。

## 地域文化財の推薦方法

〔推薦期間〕 令和6(2024)年4月1日～6月30日【消印有効】

※推薦団体から文化財課への推薦書等の提出期間

〔推薦できる方〕

○対象文化財の保存や活用にかかわりのある市民団体

※文化財の所有者を含め、個人からの推薦は受け付けませんが、個人所有のもので地域の歴史を知るために地域文化財としてふさわしいものがありましたら、教育委員会事務局文化財課へ御相談ください。

※地域の郷土史会、ボランティア団体、町内会等で法人格のない団体でも推薦できます。

〔推薦に必要な書類〕

1 川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）

※5件以内を目安に御推薦ください。多数の文化財の推薦をお考えの場合は、文化財課に御相談ください。

2 推薦する文化財の詳細が分かる資料

（写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など）

3 推薦団体の規約や活動状況に関する資料

4 文化財の所有者の同意書（第2号様式）

※推薦にあたっては、原則として所有者の同意が必要です（推薦者が所有している場合は必要ありません）。

※寺社の文化財を推薦する場合は、寺社の代表の方（代表役員・住職・宮司など）の同意が必要です。

※第1号様式・第2号様式は川崎市地域文化財顕彰制度ウェブサイトからダウンロードできます。



〔推薦書等提出方法〕

次の提出先あてに郵送、お持ちいただくか、ロゴフォームでご提出ください。

〔提出先・お問合せ先〕

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 あて

電話 044-200-3305 E-mail: 88bunka@city.kawasaki.jp

オンライン（ロゴフォーム）手続きについて

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000140909.html> ⇒





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

# 第7回 川崎市地域文化財 募集案内

## ～川崎市地域文化財顕彰<sup>けんしょう</sup>制度～

地域の宝を発掘しよう!!

身近な文化財がたくさん眠っています。



近所の  
お祭りは？

学校の  
記念碑は？

お地蔵さん  
があるよ！

川崎市文化財保護推進キャラクター シッシー君

**[推薦期限]** ※推薦団体から文化財課への推薦書等の提出期限

**令和6(2024)年6月30日(日)【消印有効】**

**[推薦に必要な書類]**

- ①推薦書(第1号様式)
- ②推薦する文化財の詳細がわかる資料  
(写真や位置図、概要、沿革や由来に関する資料など)
- ③推薦団体の規約や活動状況に関する資料
- ④同意書(第2号様式)

※詳しい手続き等は、次のページをご覧ください。

令和6(2024)年3月

川崎市教育委員会事務局文化財課